

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年6月16日
発信課 担当者	経済交流課（食べマルシェ実行委員会事務局） 坂本
連絡先	電話 0166-73-9840
	FAX 0166-63-7093
	E-mail marche@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	6月16日～6月30日
発表項目 (行事名)	北の恵み 食べマルショップ参加店の募集について (旧・中心市街地応援事業)
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 概要 「北の恵み 食べマルショップ」参加店を募集します！ 今年、参加店の名称も新たに、皆さんにより親しみやすい取組として実施してまいります。</p> <p>2 募集期間 平成28年6月16日（木）から平成28年6月30日（木）まで</p> <p>3 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局（神楽4-6 道の駅あさひかわ2階）宛てに郵送等により提出。申込書は実行委員会ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>4 内容・趣旨 (1)「北の恵み 食べマルショップ」とは、北の恵み 食べマルシェ実行委員会が認定する中心市街地の各店舗のことです。 (2) 食べマルシェでは毎年、会場で使用できるチケットを販売していますが、食べマルショップに認定されると、そのショップでもこのチケットが使用できるようになります。 (3) ショップには、店頭や店内に「食べマルショップ参加店証」やポスターを掲示するなど、食べマルシェのPRをしていただきます。食べマルシェ事務局では、ショップになったお店について、ホームページや新聞、旭川市内全戸に配布する食べマルシェの開催プログラムなどに掲載することにより、積極的にPRしてまいります。 (4) チケットの使用期間についても、食べマルシェの開催期間は3日間ですが、ショップでは、食べマルシェの前後約2か月間にわたって使用できることとしています。 (5) このことにより、食べマルシェの本番に向けて、開催気運を盛り上げていくとともに、各ショップにおいても、食べマルシェの波及効果から来店者が増えるなど、お互いに協力しながら食べマルシェを盛り上げてまいります。</p> <p>5 その他 詳細については、参加要領のとおりです。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 1 北の恵み 食べマルショップ参加要領（参加申込書を含む。） 2 北の恵み 食べマルシェ2016お楽しみチケットの取扱い
報道（取材）に当たってのお願い	報道等で取り上げていただくことで、参加店舗が増えるだけでなく、多くの方に食べマルシェの準備が始まっている雰囲気や伝わり開催気運も高まると考えられますので、是非よろしくお取り計らい願います。
備考	

北の恵み 食ベマルショップ 参加要領

1 趣旨・目的

北の恵み 食ベマルシェ 2016 の開催に当たり、食ベマルシェにおける取組を生かして市内中心部の各店舗と相互に協力し、食ベマルシェの波及効果による新規顧客の獲得など、各店舗の健全な発展により中心市街地の活性化を図るとともに、この相乗効果により食ベマルシェの開催気運をより一層高める。

2 事業内容

(1) 参加店の認定

事業の趣旨・目的に賛同し、かつ次の要件を満たす店舗を「北の恵み 食ベマルショップ」として認定し、参加店証を交付する。

【認定の要件】

ア 実施期間中に、店頭に参加店証・食ベマルショップPRポスターを掲示すること。

イ 実施期間中に、食ベマルシェ会場で利用できる「北の恵み 食ベマルシェお楽しみチケット」を自店において取り扱うこと。

ウ 店舗の所在地が次のいずれかに該当すること。

旭川市宮下通～9条7・8丁目、七条緑道、常盤通1～3丁目、JR旭川駅構内、3・6街
〔 平和通商店街振興組合、平和通三和商店街振興組合、旭川観光社交組合
緑橋ビル商店街振興組合、ロータリー商店会、5・7市場組合、6条通会 〕

(2) 参加店による取組み

参加店は、実施期間中に特別なサービスの提供について積極的に取り組む。

【例として】

ア 「食ベマルシェ定食」など、北・北海道の地場産品を使用した特別な料理や商品等の提供

イ 食後のコーヒー1杯サービス、大盛り50円引きなど、料理や商品等のサービスや割引

(3) 北の恵み 食ベマルシェ実行委員会による取組み

実行委員会は、実施期間中に次の事項に取り組む。

ア 食ベマルシェプログラムへの参加店名及び当該取組内容の掲載

イ 食ベマルシェホームページ及び北海道新聞への参加店名の掲載

ウ 食ベマルショップPRポスター等を作成、周知

エ 特別なサービスを提供する参加店については、その内容を北海道新聞に特集記事として掲載、周知する。

3 取組期間

平成28年8月15日（月）から10月16日（日）まで

4 募集期間

平成28年6月16日（木）から6月30日（木）まで

5 手続等

(1) 募集方法

対象店舗に対し、各商店街振興組合、関係事業組合・団体等を通じて周知するほか、新聞等への募集広告掲載、報道依頼等を行う。

(2) 申込方法

参加希望店舗は、申込書に必要事項を記入のうえ、ファックス又は郵送により実行委員会宛てに提出する。

(3) 受付方法

実行委員会事務局は、当該申込書を受け付けし、「北の恵み 食ベマルショップ」として認定する。

6 その他

今年度の「北の恵み 食ベマルシェお楽しみチケット」については、釣り銭が出ないチケットとする。

北の恵み 食べマルシェ2016お楽しみチケットの取扱い

名称	北の恵み 食べマルシェお楽しみチケット (旧「北の恵み 食べマルシェ共通利用券」)
販売価格・額面 プレミアム率	販売価格2,000円 プレミアム率5% ※2,000円でチケットを購入して2,100円分のお買物ができます。
チケット内容	A: 200円×10枚+100円×1枚=2,100円 B: 400円×5枚+100円×1枚=2,100円(自動券売機用)
販売枚数	A及びBを合わせて10,000枚
販売期間	平成28年7月から平成28年9月16日(金)まで
利用期間	平成28年8月15日(月)から平成28年10月16日(日)まで
換金期間	平成28年10月17日(月)から平成28年10月24日(月)まで
換金方法	換金期間内に、後日お渡しする「精算申請書」及び回収したチケット(原本)をイベント担当会社(有限会社協同アドコム)に郵送又は持参。後日同社から使用分の金額を指定の口座に振り込みます。
チケット取扱店	旭川市内: 「道の駅」あさひかわ1F売店, 市役所売店(総合庁舎, 第2庁舎, 第3庁舎) ほか数か所 その他: 全国のローソン等の自動券売機
その他	釣り銭の出ないチケットとします。 ※利用額が額面に満たない場合でも、釣り銭を渡す必要はありません。

※平成28年6月時点での内容であり、今後変更になることがあります。